

自動車の購入は 共済組合の**物資事業**がおすすめです！

おすすめする3つの理由

- ☑ 償還利率が低い！
- ☑ 手続き簡単！
- ☑ 給与・賞与から償還！

物資事業とは？

自動車を購入するとき、共済組合が立替払いをし、その立替額を給与や賞与からの天引きにより償還していく制度で、共済組合が契約する**指定店**で利用することができます。

償還利率

利用しやすい低利率！

年利 **1. 26%** (別途保証料なし)

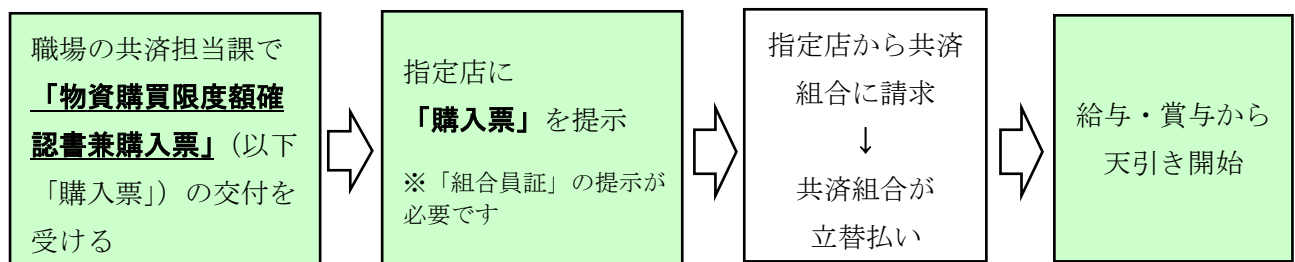
利用限度額

自動車購入代金のうち、**300万円** (※) まで

※既に物資事業を利用されている場合は、300万円から未償還残高を除いた額

利用手続き

職場で「購入票」をもらって、
指定店に提示するだけ！



償還方法・償還期間

口座の残高を気にする必要なし！

毎月の給与や賞与からの天引きにより償還

償還期間と償還額は、立替額により決定

[「購買代金償還表」はコチラ](#)

※会計年度任用職員などの任期の定めがある組合員は、この償還表によらず任期の終了する月までに償還することとなります。



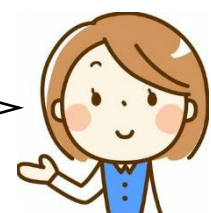
給与からの天引きはいつから始まりますか？

共済組合が指定店に立替払いした翌月から始まります。
納車前に償還が始まらないように購入票提出のタイミングを指定店に確認してください。



途中で繰り上げて償還することはできますか？

手数料無料で全部または一部を繰り上げて償還することができます。



※物資事業について、詳しくは、[福祉事業 - 物資事業](#) をご覧ください。